



いわき市消防本部告示第1号

いわき市火災予防条例（昭和41年10月1日いわき市条例第52号。以下「条例」という。）第47条の2第1項に規定する、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件を定め、平成26年6月27日から施行する。

平成26年6月27日

いわき市消防長

吉田 丈己



条例第47条の2第1項に規定する、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催し（以下「屋外催し」という。）のうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当する催しとする。

- (1) 大規模な屋外催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しで、1日当たりの人出予想が10万人以上であること。
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。